

女性労働通信

通巻 40 号 (No. 2011.11)

2011 年 11 月 1 日発行

発行 女性労働問題研究会

事務局

〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町 194-502

学協会サポートセンター

TEL : 045-671-1525 FAX : 045-671-1935

URL <http://www.ssww.sakura.ne.jp>

目 次

1. 新代表あいさつ：女性労働者のエンパワーメントのために
2. 第 26 回女性労働セミナー報告
3. 2011 年度総会報告
4. 総会資料
5. 総会についてのご意見への運営委員会の方針
6. 第一回運営委員会報告
7. 布施晶子会員を偲んで：惜別 布施晶子さん
8. トピックス：「子ども手当」から「児童手当」への後退が意味するもの
9. サブ研究会報告・地区活動報告

1. 新代表あいさつ

女性労働者のエンパワーメントのために

大津芳子

このたび女性労働問題研究会代表を務めることになりました。8月31日の第1回運営委員会で運営委員の互選により代表(大津芳子)と運営委員長(斎藤悦子)を決定しました。すでに、7月24日に総会は終了しておりますが、総会確認により運営委員会での選出となりました。関連記事は後掲していますが、民主主義は運営の基本であることを再認識しています。

さて、私は、1980年代にこの研究会(当時は婦人労働問題研究会)に入り、以来常任運営委員や常任編集委員などを歴任しました。1995年の北京女性会議のNGOフォーラムでは、研究会としてワークショップを開催し、その後国連にNGOの申請を行い、「女性2000年会議」と2005年の女性の地位委員会「北京+10」には、認証NGOとしてニューヨークの会議に参加するなど、幅広い連携のもとでの活動をしてきました。

女性労働問題研究会は、現場の労働者と研究職の労働者がいっしょに研究していくことを伝統としてきました。そして、理論と実践の統一、さらに、ジ

エンダー視点と階級視点の統一というテーマを掲げています。女性労働研究の発展のためには、企業や公務職場など現場で働く女性労働者と、学生や研究職が対等に互角に向き合う研究姿勢が重要だといえます。

そこで、近年入会者がめっきり少なくなった、研究職でない労働者の入会の勧誘に積極的に取り組みたいと思います。資格試験や英語の勉強だけではなく、自分の権利を守るための勉強をするような場を提供できる研究会が求められています。そのためのプロジェクトを発足させ、調査活動などに取り組み、その結果を研究例会や会誌発行とリンクさせていきたいと思っています。これらはキャンペーンと同時に現在の課題に答えられる女性労働研究を進めていくことでもあります。会員のみなさまの積極的なご参加を期待します。

第1回運営委員会では、運営委員の仕事を丁寧に分析し(職務分析?)、それぞれの分担を決めました。運営委員をやることによって労働者としてのマネジメント能力を高めること、役員をやった良かっといえるような、楽しいディスカッションができることを今年度の目標にします。そして、女性労働者のエンパワーメントにつながる活動を創っていきましょう。

2. 第26回女性労働セミナー報告

第26回女性労働セミナーは、2017年7月24日(日)品川区にある東京都南部労政会館で63名の参加を得て開かれた。

テーマは「徹底検証！新しい労働と生活政策」である。民主党政権になり新しい雇用戦略や新成長戦略が打ち出され、女性の労働と生活も新モデルへと踏み出すかのように思われたが、その内容は混濁し迷走している。そこで、新成長戦略とかかわる幾つかの論点、すなわち社会保障制度改革の焦点のひとつとなる子ども手当の議論、労働市場の変化に対応した雇用保険と職業訓練機能や国民の持続可能な労働と生活などについて、新しい家族モデルやジェンダーの視点から再検討し、今後の課題を明らかにすることを目的とされた。

第一部のトップは北明美さん(福井県立大学)の「子ども手当とジェンダー」。旧自公政権時代の児童手当と新政権下の子ども手当を対比させての説明であった。両者の相違の最たる点は「所得制限の有無」にあるが、北さんは「旧自公政権時代の児童手当のように所得制限を設けた場合、逆進性がある」と述べ、その要因を「世帯主の収入と就業上の地位により受給資格が決まり、かつ正規労働者を主な稼ぎ手とする肩稼ぎ家庭に有利なジェンダー・バイアス」だとした。

次いで、松丸和夫さん(中央大学)より「雇用保険と職業訓練の機能を検証する」の発表。雇用保険と生活保護の中間的役割をなす第二のセーフティネットである職業訓練の現状を示し、その問題点を指摘した。雇用保険を受給できない失業者を対象とする「訓練・生活支援給付」においては、本来目的



を異にする二つをひとつにしたことにより訓練が再

女性労働通信 通巻40号(No.2011-11)
就職に結びつきづらい等の事象が明らかにされた。

三番目は水野谷武志さん(北海学園大学)から「持続可能な労働と生活」の報告。四万サンプルに及ぶ総務省統計局の「労働力調査」から、正規、非正規の労働者の実態、子どもを持つ共稼ぎの夫婦の生活時間の実態等を取り上げ、「夫婦」間の適正な時間の再分配の必要性を提唱した。



さらに、職場からの報告が二つなされた。まず宝地戸百合子さん(JAL客乗不当解雇撤回裁判原告団事務局次長)が「日本航空の整理解雇裁判の持つ意味」として「放漫経営のツケを、人員削減で対処し、整理解雇の四要件を満たさず強行した真のねらいは、組合つぶしにある。安全と公共性、雇用を守るために闘う。」と訴えた。

次いで、福家久美子さん(中野区保育争議原告・東京公務公共一般労組中野支部長)からは、非常勤保育士の立場から他の原告三名と共に取り組んだ不当解雇撤回闘争の勝利解決と、その後の保育園の状況の報告があった。公務非正規労働者の争議及び裁判闘争の意義と今後の自治体労働者運動へ与える影響が、広く及ぶことを伝えた。

第二部では、居城舜子さん(元常葉学園大学)が「ILO職務評価について」のテーマの下、ILOの「ジェンダー中立的な職務評価ガイドブック」を取り上げた。同一価値労働同一賃金(ペイエクイティ=PE)を基本的人権のファクターとし、「職務評価方法がPEを実効あるものにする手段として不可欠なものである」と述べた。さらに「PEが、企業にとってもメリットあるものとして推進する。」との姿勢を明らかにした。

最後に発表者と会場の参加者との全体討議が行われ、子ども手当、雇用保険・職業訓練に話題が集まり、活発な意見交換がなされた。

今回は喫緊のテーマが目白押しであり、政権交代後の雇用や社会保障の制度改革について、女性労働と関連づけて議論することができた。

(渡辺照子)

3. 2011 年度総会報告

2011 年度総会では、冒頭に居城代表より新役員体制として以下の 6 点が議題として挙げられた。

1. 運営委員を昨年と同数が望ましいので 1 名追加すること。
2. 追加の運営委員は運営委員会の決定をもって承認すること。
3. 追加運営委員の決定後、新運営委員の互選によって代表を決めること
4. 代表は運営委員会の決定をもって承認すること
5. 追加の運営委員、代表の結果については通信でお知らせすること
6. 選挙規定については 1 年間かけて検討すること
例年とは異なる体制であること等から、種々意見が出された。

総会資料の 2、2011 年度活動報告の「6.新体制の人事」にもあるように、新役員人事が本総会間際まで不確定であったこと、各役員が多忙を極めており、会の運営に時間を使うことが困難な状況にあることなどが説明され、討議の結果、1~6 までが承認された。

以下、2011 年度女性労働問題研究会総会資料(2011 年度総会議案)から 1.会員の現勢と構成、2.2010 年度活動報告、3.会誌の販売状況、4.決算報告、5.会計監査報告、6.予算案、7.2011 年度活動方針、8.女性労働問題研究会 2011 年度役員を転載する。1~8 は総会で承認された。

4. 総会資料

1. 会員の現勢と構成

(1) 会員の現勢

2011 年 7 月 7 日現在の会員数は 304 名です(学協会サポートセンター登録)。2010 年 9 月以降の入会者数は 2 名、退会者数は 0 名です。

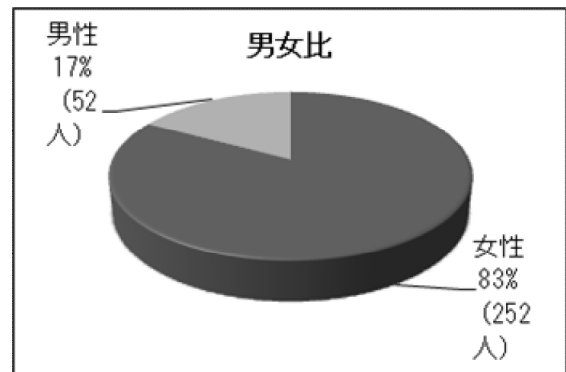
参考：1 年前の総会報告では、会員数 302 名、1 年間の入会者数 12 名、退会者数 14 名でした。

(2) 会員の構成

会員の構成は以下の通りです。

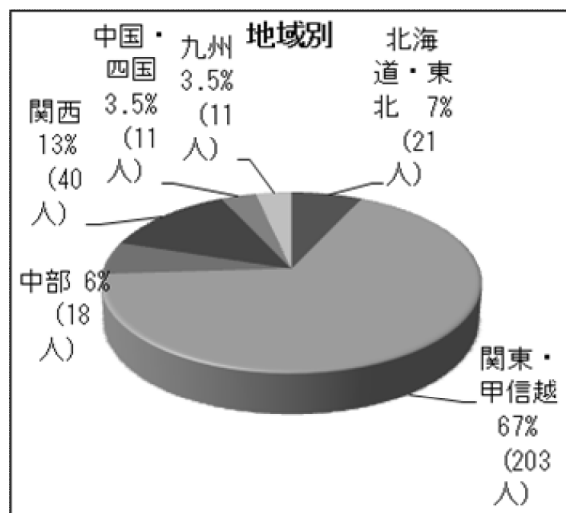
<男女比>

女性	252 人	(83%)
男性	52 人	(17%)



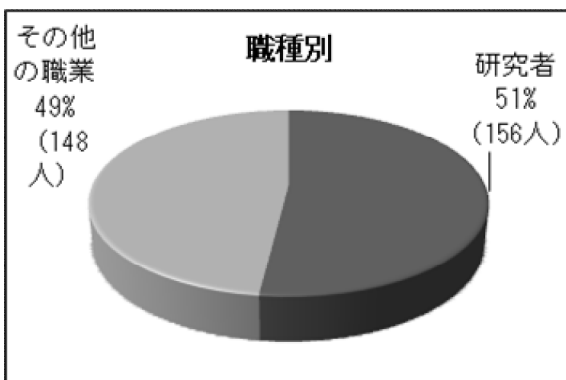
<地域別>

北海道・東北	21 人	(7%)
関東・甲信越	203 人	(67%)
中部	18 人	(6%)
関西	40 人	(13%)
中国・四国	11 人	(3.5%)
九州	11 人	(3.5%)



<職種別>

研究者(大学・研究所勤務、大学院生など)	156 人	(51%)
その他の職業	148 人	(49%)



2. 2011 年度活動報告

研究会の主な活動況は一覧表(p.5)を参照のこと

(1) 昨年度、「あり方検討委員会」の議論を経て決定された事項について。

①運営委員会の事務作業の軽減化について。

抜本的な事務作業の見直しはできなかった。ただし、役員改選にかかわる投票方式について検討され、次年度から事前投票ではなく総会時に何らかの方式で決定することに変更することが運営委員会で決定した。

②企画編集会議を廃止して、これにかわって運営委員と編集委員による企画運営委員会を設置し、その機能を担うことについて。

この体制の成否についてはもう少し時間をかけないと判断できない。ただし、この体制では、会誌の企画について少数で決定しがちという懸念があるので広く会員の意見を聞く機会をもつ必要がある。なお今年度は次号企画として大震災という緊急企画テーマがあったので、その必要性はなかった。昨年度会員にアンケートをとって会員の専門領域や関心領域を聞いているのでこれを活用することやMLで会員に意見を募る事が今後必要になる。また、同じアンケートでは住所録の調査も行っているのをこれをもとに住所録を作成することを検討する必要がある。

③編集を補助する専門委員の設置について。

編集体制を強化するために専門委員を設置したが、編集委員の中で十分活用できなかった。実働の編集委員が限定され、専門委員に依頼すること自体が困難だという実情にあった。

④研究例会の中で会員交流を行う時間を確保することについて。

研究例会及び読者会の中で会員交流を積極的にすることができなかった。

⑤役員の任期を2年にしたことについて。

この成否をまだ判断できるほど時間が経過していない。

(2) 「女性労働研究」55号の発行について。

上述のように編集体制が十分ではなく、運営委員が会誌編集の進捗状況および編集委員会が抱える困難な状況などを両者の連絡体制の悪さから把握できなかった。12月以後その改善をはかった。今後は、両者がもっと連絡を密にする必要がある。結果的に会誌発行が大幅(1月から3月)に遅れた。

(3) 研究例会、読者会、通信の発行について

今年度の方針では、研究例会と読者会を含めて3回実施する予定であったが、2回しか実施できなかった。会誌の発行の遅れから読者会の開催時期がずれ込んだことや夏のセミナーの時期がやや前倒しになったことが影響している。また、研究例会や読者会の参加者が少なかった。研究例会のテーマ設定に課題があったし、読者会の報告者の都合で多くの会員が参加しづらい日時であったことなどが関係している。通信の発行も研究例会の実施と連動しているので2回のみであった。

(4) サブ研究会の活動

引き続き活発に行われている。その成果は会誌(「女性労働この1年」や「地域を再生・発展させる地域コーディネーター」)に掲載されている。この支援についても行っている。

(5) 夏のセミナーについて

今年度の夏のセミナーは、例年のように研究会が独自に実施した。

(6) 新体制の人事

あいかわらず役員人事は難航している。この傾向は今後も続くものと思われる。大学の繁忙を極める役職についている研究者にも役員をお願いせざるを得ない状況にある。運営委員は研究会代表を含めて7人体制、編集委員は6人体制、1年限りの一時的な代表は廃止する。

7. 2011年度の活動方針について

1. 組織改編等「あり方研」を経て決定された事項を実施し、その課題し、さらなる改革を進める。

① 役員の事務作業の軽減化

役員改選にかかわる事務作業の改革について取り組み実施する。

② 企画運営委員会による企画会議、アンケートやMLの活用

③ 専門委員の活用

④ 研究例会と会員交流

⑤ 役員任期2年

⑥ その他

2. 「女性労働研究」56号の発行について。

従来のように1月末発行をめざす。

3. 研究例会・読者会・通信の発行。

4. 夏のセミナー

5. サブ研究会の活動支援

6. その他

・アンケートを活用して名簿を作成する。

・役員人事について任期が短くなったので、早めに取り組む。

8. 女性労働問題研究会 2011年度役員

2011年度 役員体制

運営委員

1期1年目 伊東弘子、鬼丸朋子、萩原久美子

1期2年目 斎藤悦子、大津芳子、粕谷美砂子

編集委員

1期1年目 金井郁、酒井計史、佐久間由美子、渡辺照子

1期2年目 杉橋やよい、松丸和男、村尾祐美子

5. 総会についてのご意見への運営委員会の方針

7月24日の女性労働問題研究会総会の運営について、8月下旬に二人の会員から運営委員会に対して意見書が出されました。これについて第1回運営委員会(8月31日)で検討した結果につきましてご報告いたします。

意見書の内容は、要約すると、総会の進行が例年と異なり議長・書記の任命なく行われたこと、役員選挙結果の信任告示後に、運営委員を1名追加してこの場で決めたいという提案がされたこと、運営委員の任期など規約に関わることが突然提案されたこと、に対する疑問と違和感でした。

お二人も述べておられるように、女性労働セミナ

一の昼休みという総会の時間的制約から、運営に協力しなければということとそれぞれが違和感を持ちながらも、あつという間に総会が終わってしまったということが実情だといえます。

運営委員会としては、「総会の運営は形式ばかりではないにしても、出席者が納得する運営をすべきだ」というご指摘は当然のこととして受け入れるとともに、総会前には運営委員会で議案についての論議を尽くすこと、規約や選挙手続きに関する今回の提案については今後議論を積み重ねていくこと、運営で必要な場合は規約に定められている専門委員を依頼することを確認しました。また、ご意見にあった「会誌の積極的な販売・普及の宣伝を会員にしたかどうか」について、会員の所属する大学の生協へ依頼することや会誌の執筆者などに販売をお願いするなどして積極的に取り組むことになりました。

また、具体的に質問のあった事項については、下記のとおりです。

1. 総会の議事録はどうなっているか。

書記をおこななかったことで、正式な議事録はありませんが、議長の記録があり、3.の総会報告はこれによるものです。

2. 「運営委員1名の追加選出については、次期運営委員会に委任する」という総会の決定事項のその後の経過について。

1名追加の運営委員は、旧運営委員会からの推薦により、森ます美さんということで、運営委員会(8月31日)で承認しました。

以上が検討内容の報告です。女性労働問題研究会の発展のために、これからもご意見をお寄せくださいますようお願いいたします。

女性労働問題研究会代表

大津芳子

6. 第一回運営委員会報告

第一回運営委員会を2011年8月31日(水)6時30分からお茶の水女子大学にて開催した。出席者は大津、粕谷、伊東、鬼丸、萩原、斎藤であった。議題に沿って報告する。

1. 運営委員会宛て2011年女性労働問題研究会総会に関する意見書について

詳細は、本紙の「5. 総会についてのご意見への運営委員会の方針」をご覧ください。

2. 1名増の運営委員の承認

総会で決定した「運営委員の1名増」について、森ます美会員が旧運営委員会より推薦された。森ます美会員を1名増の運営委員として全会一致で承認した。

3. 自己紹介

出席者6人から自己紹介があった。

4. 代表、運営委員長互選

代表は大津芳子会員、運営委員長は斎藤悦子会員とすることが決定した。

5. セミナー・総会の総括

2011年セミナーについての問題点が話し合わせ、来年のセミナーは実行委員会方式で行うこととする。総会については、議題1にあるように会員に不信感を与えてしまった。来年は総会前の事前準備・議論をしっかりと行う。

6. 本年度の運営方針

- ・選挙方法と「運営委員の1名増」について1年かけて検討する。
- ・事務作業の見直し（職務分析）と全体把握を行う
- ・研究例会（年明け）（5月）、読者会、通信の発行
- ・セミナー実施（実行委員会方式）
- ・名簿作成と会員へのアンケート実施
- ・『女性労働研究』56号の発行
- ・新入会員を増やす
- ・議論が必要な場合は適宜運営委員会を開催する
- ・運営委員全員が任務を分かち合い、会運営を通じて自己を発達させる

7. 役割分担

委員間で役割分担が行われた。

8. 研究例会について

内容、日程調整を行った。第一回目の研究例会は年明け開催で企画を進めることとする。

9. 女性労働通信の発行

発行時期と内容が話し合われた。

10. 次回運営委員会について

12月上旬に実施する。

(斎藤悦子)

7. 布施晶子会員を偲んで

惜別 布施晶子さん

女性研究者の大先輩でもあり、女性労働問題研究会の古くからの仲間でもあった布施晶子さんが2011年4月5日に亡くなりました。73歳でした。1年8ヶ月の病魔との闘いの末でした。

あれから約半年、今でも、あの華やかな笑顔と朗らかな笑い声、正義や愛を熱く語る姿が思い起こされます。もっとももっといろいろお話しをしておきたかった、と悔しい思いをしているのは私だけではないでしょう。それだけ突然のお別れでした。2009年夏から体調を崩され、卵巣がんの発見、転移性がんと診断され大手術、入退院という重篤状態でお見舞いにも行きそびれておりました。そんな中、2011年元旦、晶子さんから『希望』と力強く直筆で書かれた年賀状を受け取りました。それは、全国の研究者仲間へ送った晶子さんの万感の思いであったでしょう。これで大丈夫、きっと回復される、と信じていましたが、その希望を病魔は無残にも打ち砕きました。

私たちは、大切な女性研究者の先達を失いました。今は、彼女の残したラストメッセージをどのように受け止め、彼女が無念にも成し遂げられなかった課題をどう引き継いでいけるのかしらん、と考えます。

例えば、研究上の功績の1つに、家族社会学の中に、共働き家族研究、労働者階級の家族研究という新しい領域を切り開いたことがあげられます。1984年に『新しい家族の創造—「母親」と「婦人労働者」の狭間で—』（青木書店）を公刊し、性別役割分業を超えた男女平等家族の創造を高らかに謳われました。しかし、残念ながら“言葉の真の意味で”（布施夫妻が好んで使われた言葉ですが）の男女平等家族の実現はまだまだです。

晶子さんは、妻として母として娘として、また、研究者、大学の運営のトップとして数々の重責もこなされてきました。最愛のパートナーである布施鉄治さんの看病の際には、病院に泊り込み、そこから出勤する毎日でした。きっといろいろな葛藤や悩みもあったでしょうが、決して逃れず、与えられた役割を全うされた人生でした。今は、どうぞ、安らかに眠りください。

(笹谷春美)

8. トピックス

「子ども手当」から「児童手当」への後退が意味するもの

2011年8月26日に成立した「特別措置法」により、子ども手当の額は3歳未満の子および第3子以降について1人月1万5千円、3歳から12歳の第1子・第2子と中学生については1万円となった。従来の子ども手当(今年の10月に最後の支給がある)は、中学生まで一律1万3千円だったから、前者は2千円の引き上げ、後者は3千円の引き下げである。来年の2月にはこの新しい金額で計算された4ヵ月分の手当(今年10月分から来年1月分まで)が支給されることになる。来年の6月にも同対象の子どもたちに同額の手当が支給されるが(2月分から5月分まで)、このうち4月分の手当からは「児童手当」という昔の名称に戻る。さらに来年6月分からの手当については自公民主3党の合意により所得制限が導入されるという(この分の支給は10月から)。

さらに今年の10月からは自治体が保育料や給食費等を手当から天引きすることも可能となった。また離婚協議中やDVによる別居等の場合は同居親に手当が支給されるようになる。この間マスコミは、手当が下がる家庭もあるが上がる家庭もある、主に負担が重くなるのは高所得者である、あるいは年収960万円という所得限度額で不支給になるのは1割にすぎないといった具合に、これらの変更を肯定的に描こうとしてきた。だが、以前の児童手当も1970年代の出発時点では同程度に緩やかな限度額であったのが、財政難を口実にその後所得制限が強化されていったことを忘れてはならない。他にも問題点はあまりに多いが、ここではとりあえず以下のことを指摘しておこう。

まず、1万5千円が支給される「第3子」以降とは、実は18歳以下の子どもの3人以上いる場合の上から数えて3番目以降のことである。したがって、例えば3人きょうだいの場合、一番上の子が19歳になれば、あるいは3人のうち1人が死亡すれば、末子はここでいう第3子ではなくなる。同様のことは、子どもたちが離婚した親に別々に扶養されるようになる場合にも起こる。こうして同じ子の手当が突然1万円に下がり、親も自治体もそのたびに変更の手続きをしなくてはならなくなる。これは2009年度までの児童手当時代にも起きていたことであり、その時代と同様の額の格差を持ち込み、年齢や出生順位と関連づけたことによって同じ煩雑さが再び生まれることになった。

別居の場合の取り扱いについても大きな問題が

女性労働通信 通巻40号(No.2011-11)
残っている。そもそも受給資格者は原則として別居親のほうではなく同居親のほうとすべきであり、上記のようにDVからの避難や離婚協議中の別居に限りこれを認めるというのでは不十分である。それだけでなく、こうした事情について公的証明を求められること自体、安全やプライバシーの侵害、スティグマの原因となりうる。

しかも、ここに所得制限が導入されることになれば問題はもっと深刻化する。自治体は、高所得の父親に扶養されていながら、手当を目当てに偽装離婚・偽装別居、DV被害を装う受給者の出現を疑わなくてはならなくなるからである。そのとき、「不正受給」の摘発を口実にどのような人権侵害が続発するか想像に難くない。また、東日本大震災の被災者はおそらく当初は所得制限の適用外におかれるだろうが、避難のため父親と別居している母子がそれを証明する際に、同様の疑いの目にさらされる可能性がある。

また、保育料や給食費等の天引きについても、金銭支給より育児サービスの方が子どものために確実に使われるという考えから、この措置を支持する人もいるかもしれない。しかし、これが本当に子どものためと言えるだろうか？本来、受給権の保護ということで、こうした手当は差し押さえができないと規定されており、その点は子ども手当も同様である。にもかかわらず他制度における滞納を理由に天引きされるのであれば、これは実質的な差し押さえであり、ペナルティを子どもに負わせるのと同じである。同じ学校・保育園で、手当を楽しみにしている家庭の子どもと、そうでない子どもに分かれることは子どもを傷つける残酷なことではないのだろうか。のみならず、この天引きは滞納ケースに限らず拡大されていく可能性が高い。その結果、子ども手当・児童手当は保育サービスを利用する家庭には減額か不支給、保育サービスを利用しない家庭にのみ全額支給という事態が作り出される。これは手当の専業主婦化、性別分業の新たな再強化に他ならない。

だが、これらの問題点はあまり注目されず、かわりに所得制限によって手当が支給されなくなる所得限度額以上の家庭に対する救済措置が政策の焦点になろうとしている。その際に目論まれている方向は、かつての児童手当時代と同様な税の年少扶養控除の復活や定額控除の導入である。

ここでは紙幅がないが、前者は高所得者に有利な逆進的性格があり、そのような弊害がないと考えられがちな後者についても実はジェンダー・バイアスが発生する可能性が高い。筆者はまた、上記の手当からの保育料天引きは「子ども子育て新システム」の準

SSWW●Society for Study of Working Women
備であり、先取りであると考えている。『女性労働研究』の次号ではこのような問題についても論じることにしたい。(北明美)

9. サブ研究会・地区活動報告

(1) 「職場の日ごろの問題を解決する会」

サブ研究会報告

労働運動をジェンダー視点で捉えなおし、とりわけ1975年以前の女性の運動を歴史的に検証し、どのようにこれからの運動につなげていけるかを考察していくことを目的として、読書会やお話を聴く会等の活動を毎月行なっています。

その一環として、6月12日に「守谷武子さん(元婦団連会長)のお話を聴く会」を開催いたしました。守谷さんは、1928年のお生まれです。

一番小さいときの記憶は、皇太子が誕生したときのお祝いの提灯行列で、小学校時代は「産めよ。増やせよ。」の政策のため女性教師が次々と産休を取り自習が多かったそうです。

戦争中は学徒動員され、ビクター、日産自動車、古河電線などで働き、終戦後3月まで挺身隊として古河電線で働いていましたが、外地から兵隊さんが帰ってくると、挺身隊(女性)の首切りが始まりました。守谷さんは女性でも家族を養っていると訴え、学歴に対してランクが低い工員という身分でなんとか雇ってもらい低賃金で働かれました。そんな中、労働組合が出来て「賃金上げろ」と要求し賃金が上がったと思えば深げに話されました。

その後「平和婦人新聞」(1953年2月20日刊行)で活動された時には、①子どもの小児麻痺ワクチンを輸入させ実施させる運動②ガードレールをつくる運動③保育所を増やす運動④母性保護の権利を獲得する運動⑤男女賃金格差をなくす運動 などに取り組んでこられたそうで、男女平等の賃金を目指す運動は、早くからの取り組みがあったことに胸が躍りました。

1980年の社公合意(自民党とは相容れない、共産党とは闘わない)により労働組合をはじめ、国際女性デー、はたらく女性の中央集会、母親大会などすべての民衆運動が分裂したことは、残念な思いとともに強く心に印象付けられているそうです。

今どうしても伝えておきたいこととして、昔に比べ家庭や子どもを持って活動できている女性が増えたことはすばらしく進歩していると思うので、これからはどこへ焦点を当てて運動をすすめていくか

女性労働通信 通巻40号(No.2011-11)
自分の信念をもって労働者の立場で、希望と展望を持ってすすんでいって欲しいとの、メッセージをいただきました。

聞き取り調査はこれからも進めていく予定です。今回の聞き取りを含め、詳しくは2013年発行の会誌で報告させていただきます。(伊東弘子)

(2) 女性労働年表サブ研

9月18日、研究会誌56号に掲載する「女性労働この一年」の原稿内容を検討しました。

今後は、2000年～2010年の特徴や問題点を研究会誌57号にサブ研報告として書きたいと考えています。労働法制、労働構造、非正規労働者、ユニオン、裁判闘争等分担項目を決め、報告を作成します。

月1回の研究会は会場探しに苦勞していますが当面、大崎ゲートシティプラザ内のスターバックスで行うことになりました。時間を日曜の午前中にして混雑を回避します。

次回は 10月23日(日) 10時～12時

場所は 大崎ゲートシティプラザ1階

スターバックスコヒー

連絡先 池田資子までお電話ください。

(池田資子)

(3) 女性労働問題研究会会員北海道地区の活動報告(2011.2-2011.9)

現在会員の研究成果を『北海道社会とジェンダー』(仮題)という論集にまとめようとしています。執筆予定者は9名で、専攻は社会学・歴史学・文化人類学・教育学などさまざまですが、各自が北海道社会の地域的特徴をジェンダーという視点で読み解くということで各論を執筆中です。

すでに第一稿は提出され、その検討会を4月・8月と二回にわたって行ってきました。現在9月末を締め切りとして修正原稿を準備中です。この出揃った原稿について、10月に再度検討会を設ける予定です。ある程度形が整ったら出版社との交渉に入る予定です。(広瀬玲子)

お知らせ

2012年1月に例会を企画しています。詳細が決まりましたらホームページでお知らせいたしますので、どうぞご参加ください。